

平15.1.1以後開始事業年度における中小企業者等の試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	法人名		
前期繰越分に係る税額控除の判定基準となる試験研究費の額の計算			
試験研究費の額		当該事業年度	前事業年度又は前連結事業年度
		①	②
試験研究費の額		10	円
(10)のうち特別償却実施額	開発研究用設備の償却費	11	
	普通償却限度額	12	
	特別償却実施額(11) - (12)	13	
差引試験研究費の額(10) - (13)		14	
当期分の特別控除額(2)と(4)のうち少ない金額		15	円
改定試験研究費の額(14) × (15)		16	円
前期繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算	事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除額
	平 . . .	17	18
	平 . . .		19
	平 . . .		円
	計		(8)
当期分		(2)	(5)
合計			

法 0301-0608

御注意

〇〇 平成14年12月31日以前開始事業年度分については、平成15年改正前の法人税法施行規則別表六(八)(旧別表六(八))を御使用ください。
 資本又は出資の金額が一億円以下の法人でその発行済株式の総数又は出資金額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください。(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

試験研究費の額	1	円
中小企業者等税額控除限度額 (1) × $\frac{15}{100}$	2	
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「7」 又は別表一(三)「2」)	3	
当期税額基準額 (3) × $\frac{20}{100}$	4	
前期繰越		
繰越中小企業者等税額控除限度超過額 (17)の計	7	
同上のうち当期控除額 ((6)と(7)のうち少ない金額) ((14)の①) ≤ (16)の②)の場合は0	8	
法人税額の特別控除額 (5) + (8)	9	

別表六（八）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第7項又は第8項（中小企業者等の試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費の額1」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。
- なお、試験研究費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。
- 3 「 $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{前事業年度の月数又は前連結事業年度の月数}}$ 15」の分子には、当期の月数を、分母には前事業年度の月数又は前連結事業年度の月数をそれぞれ記載します。
- なお、月数は暦にしたがって計算し、1月に満たない端数は1月とします。
- 4 「前期繰越額又は当期税額控除限度額17」の「計」までの各欄は、前期のこの明細書の「翌期繰越額19」の金額(前期が連結事業年度である場合には、別表六の二(五)付表二のその法人に係る「翌期繰越額」の金額)を移記し、「当期」分には「2」の金額を記載します。

中 小 企 業 者 の 判 定						
発行済株式の総数又は出資金額	a		大株	順位	大規模法人名	株式数又は出資金額
常時使用する従業員の数	b	人	式	1	g	
大数等の保有株式	第1順位の株式数又は出資金額(g)	c	数		h	
大規模法人の保有株式	保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	d	等		i	
	大規模法人合計の株式数又は出資金額(k)	e	人の		j	
	保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$	f	明			
			細		計	
			有		(g)+(h)+(i)+(j)	k
			す			
<p>この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。</p> <p>1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2（66.666%）以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんから注意してください。</p> <p>2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本又は出資の金額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金額の最も多いものから順次記載します。</p>						